

令和8年度

学校いじめ防止基本方針



(令和8年4月改定)

七尾市立七尾中学校

— 目 次 —

| | | |
|----|--------------------|----|
| 1 | いじめの問題への基本姿勢 | 1 |
| 2 | いじめの防止等のための組織及び施策等 | 2 |
| 3 | いじめの理解 | 6 |
| 4 | いじめの未然防止 | 8 |
| 5 | いじめの早期発見 | 9 |
| 6 | いじめに対する措置 | 12 |
| 7 | インターネット上のいじめへの対応 | 16 |
| 8 | 家庭・地域の役割 | 18 |
| 9 | 重大事態への対処 | 19 |
| 10 | その他 | 20 |

1 いじめの問題への基本姿勢

(1) 学校を挙げた積極対応

① 「いじめを見逃さない学校」づくりの推進

学校長をトップとする、「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する。

② 「風通しのよい学校」づくりの推進

警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、積極的に外部人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくる。

③ 「安心して学ぶことができる環境」づくりの推進

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による「個別案件対応班」を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察する。

(2) 平時からの基本姿勢

① 全教職員の認識

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識する。

② 生徒一人一人への徹底

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識や、いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。

③ 教職員自身の認識

生徒一人一人を大切にする意識や、教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。

④ いじめ解決後の継続的指導

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

⑤ きめ細かな実態把握と情報共有

定期的な調査だけでなく、生徒が発するサインを見逃さないよう、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

2 いじめの防止等のための組織及び施策等

(1)「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・生徒・保護者・地域の方々等が相互に協力しながら生徒の健全育成を図り、「いじめは絶対に許されない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指す。

(2)「いじめ問題対策チーム」

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織（「いじめ問題対策チーム」）を常設する。

(3)各担当の行動計画

① 各担当の行動内容

| 担 当 | 行 動 内 容 |
|------------------------|---|
| 校長 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校内の全体指揮 ・関係諸機関への説明 ・事案の確認・判断 ・各担当への指導・助言 |
| 教頭 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係諸機関及び担当との窓口 ・各担当への指導・助言 ・対策チームの取りまとめ |
| 生徒指導主事 | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的対応の指示 ・学校生活アンケートの実施 ・いじめに関する校内研修の実施 ・生活規律の確立 ・情報収集及び報告 ・生徒指導個人カードの整理 ・生徒指導サポーターとの連携窓口 |
| 教育相談 コーディネータ | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会との連携窓口（いじめアンケート調査・分析・対策案の提示） ・教育相談計画作成 |
| 教務主任 | <ul style="list-style-type: none"> ・規範意識向上やいじめに関する全校集会・人権啓発等講演会の企画・運営 ・学級活動等における人間関係づくりの働きかけ |
| 研究主任 (研究副主任) | <ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業の推進 ・学習規律の確立 |
| 養護教諭 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の健康状態及び欠席状況等の把握 ・各種資料の提示（保健室来室状況、けがの状況等） ・保健室来室生徒の訴えや相談への対応と報告 |
| スクール カウンセラー | <ul style="list-style-type: none"> ・相談を希望する生徒や保護者に対応し、カウンセリングを実施 ・スクールカウンセラーだより発行による啓発活動 |
| 生徒会担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会が中心となる取組の企画・運営 |
| 学年主任 | <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任と連携をとりながら、生徒の動向の共通理解を図る。 |
| (その他) 各学級担任 全教職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活ノート・学校生活アンケート等や学級での様子から、いじめの早期発見 ・ほうれんそうファイルを活用（報告・連絡・相談） ・授業等、学校生活においても観察 ・生徒が自己存在感を高め、生徒が「居場所」を実感できるような共通実践を図る |

② 年間行動計画・評価 (◎・○・△)

| 学期 | 月 | 校長 | 評価 | 教頭 | 評価 | 生徒指導主事 | 評価 | 教育相談コーディネータ 特別支援コーディネータ 養護教諭 | 評価 | 主幹教諭 | 評価 | 研究主任 研究副主任 | 評価 | 生徒会担当 | 評価 | 学級担任 学年主任 | 評価 | 全職員 | 評価 |
|---------|----|---|----|------------------------------|----|------------------------------------|----|---|----|--|----|---|----|---|----------------------------------|---|---|-----|---|
| 1 学期 | 4 | ・学校いじめ防止基本方針の作成 | | ・関係機関との打合せ | | ・いじめ問題対策チームの立ち上げ ・人間関係づくりエクササイズ | | ・部会で分掌の確認 ・学校生活での悩みやいじめにかかわる相談体制の整備・相談窓口の周知徹底 | | ・学習ルールの意義に関する全校集会を研究主任と連携して実施 | | ・学校研究提案 | | | | ・学活でよりよい人間関係づくりを構築する機会の設定 | | | |
| | 5 | ・学校いじめ防止基本方針の周知 ・学校評議員会開催 ・民生児童委員学校訪問 | | ・いじめ対応アドバイザーとの打合せ(1学期) | | ・いじめ対応アドバイザーの助言を受けての取組 | | ・悩み調査と定期教育相談の実施 ・気付き票に関する提案と共通理解 | | ・全校集会でいじめ等に関する講話実施 | | ・学習ルールの意義について全校集会で確認する。 | | | | ・人間関係づくりエクササイズ(1年)を実施し、コミュニケーション能力を育成 ・教育相談での生徒理解と情報共有 | | | |
| | 6 | | | ・学校評価(アンケート)の提案 | | ・学校生活アンケートへの対応 | | ・生徒理解・支援シートに関する校内研修 | | | | ・校内研修企画 | | ・生活集会を通じ・人と関わることの喜びや大切さについて啓発 | | ・ピュアキッズスクール(1年)を通して規範意識の高揚 | | | |
| | 7 | ・いじめに関する校内研修 | | ・いじめ調査の実施 ・学校評価(アンケート)の実施 | | ・いじめ調査への対応 ・学校評価(アンケート)を受けての対応 | | ・校内支援委員会の総括(1学期) | | ・保護者・教職員へのいじめ等へのアンケートを実施し・分析し・改善策を提案 ・長期休業に向けての生活の過ごし方についての全校集会を生徒指導主事と連携 | | ・校内研修企画・実施 ・授業に関するアンケートを生徒・保護書・教職員対象に実施し・分析・改善策を提案 | | ・人間関係に関するアンケートの実施・分析・啓発 | | | ①毎月・生徒理解・支援シート(共有ファイルにおいて生徒指導に関する情報交換)による生徒の様子把握及び共通理解を実践 | | |
| 2 学期 | 8 | ・保護者懇談を受けての対応 | | ・いじめ対応アドバイザーとの打合せ(2学期) | | | | | | | | | | ・平和集会を通じ・平和・生命・人権の大切さを啓発 | | ・地域ボランティア参加を通じて自己有用感を育成 | | | ②担任を中心に生活ノート・アンケート・教育相談等を通じて知り得た情報のうち・気にかかるとは直ちに報告・相談をする。 |
| | 9 | ・学校評議員会 ・民生児童委員訪問 | | | | ・学校生活アンケートへの対応 | | | | ・全校集会で人間関係づくりに関する講話実施 | | ・校内研修企画・実施 | | | ・修学旅行・バス遠足でより良い友人関係・集団づくり・社会性の育成 | | | | |
| | 10 | ・個別案件に関する総括(前期) | | ・相談箱・相談窓口の取組総括(前期) | | ・人間関係エクササイズ実施 | | ・悩み調査と定期教育相談の実施 | | | | ・校内研修企画・実施 | | ・学校祭(文化祭・体育祭)参画を通して・生徒同士の絆づくりを進め・自己有用感の高揚 | | | ③規律・学力・自己有用感を確立・向上させることを通じて・「居場所」・「絆」・「自己有用感」づくりをめざした共通実践を行う。 | | |
| | 11 | ・いじめに関する校内研修 | | | | ・人権週間の取組提案 ・学校生活アンケートへの対応 | | ・気付き票に関する提案と共通理解 | | ・保護者向け非行・被害防止講座を実施 | | ・校内研修企画・実施 | | ・全校集会で自らの学校生活を見直す提言を行うことでより自律的な集団づくりを推進 | | ・教育相談での生徒理解と情報共有 | | | ④通信物・手紙・電話等の |
| | 12 | | | ・学校評価(アンケート)の実施 | | ・いじめ調査への対応 ・学校評価(アンケート)を受けての対応 | | ・校内支援委員会の総括(2学期) | | ・保護者・教職員へのいじめ等へのアンケートを実施し・分析し・改善策を提案 | | ・校内研修企画・実施 ・授業に関するアンケートを生徒・保護書・教職員対象に実施し・分析・改善策を提案 | | ・人権週間の取組提案 ・ネットルールづくり | | | 定期連絡・家庭(地域)訪問・保護者会等を通して保護者と情報を共有し・連携を進める。 | | |
| 3 学期 | 1 | ・保護者懇談を受けての対応 ・民生児童委員訪問 | | ・いじめ調査の実施 | | ・学校生活アンケートへの対応 | | | | ・全校集会で人権に関する講話実施 | | ・校内研修企画・実施 | | | | | | | |
| | 2 | ・個別案件に関する総括(後期) ・学校評議員会 | | ・いじめ対応アドバイザーとの打合せ(3学期) | | ・小中連絡会の開催 ・いじめ調査への対応 | | ・悩み調査と定期教育相談の実施 ・気付き票に関する提案と共通理解 | | | | ・研究のまとめ | | ・人間関係に関するアンケートの実施・分析・啓発 | | ・生活チェックを行い・自己の生活を見つめ直す機会の設定 ・教育相談で生徒理解と情報共有 | | | |
| | 3 | ・学校いじめ防止基本方針の見直し | | ・相談箱・相談窓口の取組総括(後期) | | ・個人カードの点検 ・学校生活アンケートへの対応 | | ・生徒理解・支援シート(共有ファイル内)の整理 ・1年間の振り返り及び次年度への引き継ぎ準備 | | ・保護者・教職員へのいじめ等へのアンケートを実施し・分析し・次年度への改善策を提案 | | ・次年度への引き継ぎ準備 | | | | | | | |

③ 教科・領域等での関連指導計画

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------------|--|---|---|---|--|--|---|---|---|--|--|
| 学校行事 生徒会活動 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。「さわやかカード」の取組を通じて、自己肯定感を実感させる。 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。SNSの使用に関する呼びかけで、いじめの素養となる事象をなくす。 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。「さわやかカード」の取組を通じて、自己肯定感を実感させる。 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。 | あいさつ運動で、温かい人間関係の土台づくり。 |
| 道徳 (1年) | 優しい心 | | 善意や支えの感謝 | よりよい集団作り | いじめを許さぬ強さ | 真の友情 | | | 生命の尊さ | 公正・公平な社会 | |
| 道徳 (2年) | 育み合う友情 | | ともに生きる社会 | | 強い正義感 | あたたかい人間愛 | 自己を生かし輝く集団 | 思いやる心 | 正義を重んじる心 | | 他を思いやる心 |
| 道徳 (3年) | | 信頼に支えられた友情 | 感謝の心が支えるもの | 試練が育てる友情 | いじめを許さぬ心 | | 思いやりの心 | 公正・公平な心 | 心のふれあい | | |
| 学級活動 (1年) | 仲間作りのエンカウンターで、新しい人間関係づくり。 | 学校生活アンケートで悩みを聞く。 | 教育相談で悩みを聴くことで、自己理解を深める。 | 1学期の振り返りを通して、自己成長を実感できるようにする。 | エンカウンターを通して、他者理解を図る。 | 学校祭の活動を通して、自己有用感や協力の大切さが実感できるようにする。 | 教育相談で悩みを聴くことで、自己理解を深める。 | 2学期の振り返りを通して、自己成長を実感できるようにする。 | 新年の抱負をもつことで、前向きに取り組む態度を育てる。 | 教育相談で悩みを聴くことで、自己理解を深める。 | 次年度への決意を確認し合うことで、未来への希望が持てるようにする。 |
| 学級活動 (2年) | 学級目標、学級組織作りを通して、相互理解を深める。 | 学校生活アンケートで悩みを聞く。 | 教育相談で悩みを聴くことで、自己理解を深める。 | 1学期の振り返りを通して、自己成長を実感できるようにする。 | エンカウンターを通して、他者理解を図る。 | 学校祭の活動を通して、自己有用感や協力の大切さが実感できるようにする。 | 教育相談で悩みを聴くことで、自己理解を深める。 | 2学期の振り返りを通して、自己成長を実感できるようにする。 | 新年の抱負をもつことで、前向きに取り組む態度を育てる。 | 教育相談で悩みを聴くことで、自己理解を深める。 | 次年度への決意を確認し合うことで、未来への希望が持てるようにする。 |
| 学級活動 (3年) | 学級目標、学級組織作りを通して、相互理解を深める。 | 学校生活アンケートで悩みを聞く。 | 教育相談で悩みを聴くことで、自己理解を深める。 | 1学期の振り返りを通して、自己成長を実感できるようにする。 | エンカウンターを通して、他者理解を図る。 | 学校祭の活動を通して、自己有用感や協力の大切さが実感できるようにする。 | 教育相談で悩みを聴くことで、自己理解を深める。 | 2学期の振り返りを通して、自己成長を実感できるようにする。 | 新年の抱負をもつことで、前向きに取り組む態度を育てる。 | 教育相談で悩みを聴くことで、自己理解を深める。 | 新生活への決意を確認し合うことで、未来への希望が持てるようにする。 |
| 総合的な 学習の時間 (1年) | 地域の方に学ぶ学習で、グループで学び合うことができるように指導する。 | ①地域の方に学ぶ学習で、グループで学び合うことができるように指導する。 | ①学習成果を班ごとに協力してまとめることができるように指導する。 | | ①バス遠足の事前学習で、グループ毎に協力することができるように指導する。 | 学校祭学習を通じて、認め合い、励まし合いながら活動することの素晴らしさや喜びを再認識できる。 | 様々な職業について、偏見を持つことなく調べ、自身の将来について考えることができる。 | 職業講話を聴き、将来の職業に興味を持ち目標を持たせることができる。 | | | 金沢自主プランに向けて、必要な情報を収集し、グループで協力して計画を立てることができる。 |
| 総合的な 学習の時間 (2年) | 職場体験に向けて、自分の関心ある職業について調べ、その職業の労苦や勤労の喜びを知ることができる。 | 職場体験に向けて、訪問する前の電話での応対や、インタビュー時、体験時のマナーについて学ぶ。 | 職場体験学習を通して、働く意義や社会でのルール・マナーを学ぶ。 | 修学旅行事前学習において、必要な情報を収集し、グループで協力して計画を立てることができる。 | 修学旅行のまとめ学習(新聞作り)において、他と協力して行動することの素晴らしさや喜びを再認識できる。 | 学校祭学習を通じて、認め合い、励まし合いながら活動することの素晴らしさや喜びを再認識できる。 | 進路学習として、興味関心のある高校について、読む人に分かりやすく情報を新聞にまとめることができる。 | | ②立志式に向けて、その意義を知り、自分の将来の夢や目標を語る人に伝わる作文で表現することができる。 | ②立志式にあたって、自己の将来に思いをはせ、自らの生活をふりかえることができる。 | |
| 総合的な 学習の時間 (3年) | | | | | | 学校祭学習を通じて、認め合い、励まし合いながら活動することの素晴らしさや喜びを再認識できる。 | ③義務教育を歩んできた仲間たちとともに、自分たちの進路について話し合い、励まし合う。 | ③義務教育を歩んできた仲間たちとともに、自分たちの進路について話し合い、励まし合う。 | ③義務教育を歩んできた仲間たちとともに、自分たちの進路について話し合い、励まし合う。 | ③義務教育を歩んできた仲間たちとともに、自分たちの進路について話し合い、励まし合う。 | ③義務教育を歩んできた仲間たちとともに、自分たちの進路について話し合い、励まし合う。 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 国語 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 | ①②③自分の考えを自由に発表でき、それを認める集団作りとグループ活動。 |
| 社会 | ①②③ワールドカフェ方式によるグループ活動で他の意見を認め合う関係作り。 | ①②③ワールドカフェ方式によるグループ活動で他の意見を認め合う関係作り。 | ①②③ワールドカフェ方式によるグループ活動で他の意見を認め合う関係作り。 | ①②③ワールドカフェ方式によるグループ活動で他の意見を認め合う関係作り。 | ③公民で、ハンセン病などを取り上げた際、偏見のある反応をしないか。 | ②地理で、九州の水俣病などの写真資料を取り上げた際、偏見のある反応をしないか。 | ①②③ワールドカフェ方式によるグループ活動で他の意見を認め合う関係作り。 | ①②③ワールドカフェ方式によるグループ活動で他の意見を認め合う関係作り。 | ①②③ワールドカフェ方式によるグループ活動で他の意見を認め合う関係作り。 | ①②③ワールドカフェ方式によるグループ活動で他の意見を認め合う関係作り。 | ①②③ワールドカフェ方式によるグループ活動で他の意見を認め合う関係作り。 |
| 数学 | ①正負の数のトランプゲームで互いに楽しく学べる雰囲気づくり | ①②③根拠をもって互いに説明し合う時間の設定と考えを認め合うことについての指導 | ①②③活用問題を通してグループでの発表と学び合い | ①②③活用問題を通してグループでの発表と学び合い。 | ①方程式の利用でのグループでの問題作りについて協力の姿勢。 | ①②③活用問題を通してグループでの発表と学び合い。 | ①②③活用問題を通してグループでの発表と学び合い。 | ①②③根拠をもって互いに説明し合う時間の設定と考えを認め合うことについての指導。 | ①空間図形での立体づくりについての協力の姿勢。 | ③入試に向けて互いに学び合う雰囲気づくり。 | ①資料の散らばりでグループでの資料集めについての協力。 ③入試に向けて互いに学び合う雰囲気づくり。 |
| 理科 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり ②③安全に留意して実験に取り組む態度を育てる。 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり ②③安全に留意して実験に取り組む態度を育てる。 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり ②③安全に留意して実験に取り組む態度を育てる。 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり。 ③生命の偉大さを感じる。 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり。 ①安全に留意してガスパナーや薬品を使用する。 ②だ液のはたらきを調べる実験で、特定の生徒のだ液を避けていないか。 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり。 ②電圧を必要以上に高くて直接皮膚にあてていないか。 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり。 ③宇宙の大きさを感じる。 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり。 ③放射線への正しい理解。 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり。 ③自然への畏敬の念を感じる。 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり。 ①地球の歴史を感じる。 | ①②③グループで協力して観察・実験に取り組む関係づくり。 ①地球の歴史を感じる。 |
| 音楽 | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり | ①②③全体やパートでコミュニケーションを取りながら活動することができる関係づくり |
| 美術 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 | ①②③個性的な作品を自由に発表でき、それを認める雰囲気づくり。 |
| 保健体育 | ①②③体づくり運動を通して、他者理解ができる雰囲気づくり | ①②③仲間と協力して活動できる関係づくり | ①②③仲間と協力して活動できる関係づくり | ①②③仲間と協力して活動できる関係づくり | ①②③グループで協力して話し合い活動やゲームができる関係づくり | ①②③グループで協力して話し合い活動やゲームができる関係づくり | ①②③グループで協力して話し合い活動やゲームができる関係づくり | ①②③グループで協力して話し合い活動やゲームができる関係づくり | ①②③グループで協力して話し合い活動やゲームができる関係づくり | ①②③グループで協力して話し合い活動やゲームができる関係づくり | ①②③グループで協力して話し合い活動やゲームができる関係づくり |
| 技術・家庭 | ①②③ネットトラブルに関する指導において、現状把握のためのアンケートを実施する。 ③私たちの成長と家族・地域との関わりを学習する中で、思いやりや協力の大切さを指導する。 | ①②ものづくりの実習でグループごとの協力ができているか観察・指導する。 ③私たちの成長と家族・地域との関わりを学習する中で、思いやりや協力の大切さを指導する。 | ①②ものづくりの実習でグループごとの協力ができているか観察・指導する。 ③私たちの成長と家族・地域との関わりを学習する中で、思いやりや協力の大切さを指導する。 | ①②ものづくりの実習でグループごとの協力ができているか観察・指導する。 ③私たちの成長と家族・地域との関わりを学習する中で、思いやりや協力の大切さを指導する。 | ②情報モラルの指導の際、ネットを介したじめについて事例やアンケート結果を示しながら指導する。 | ①③様々な技術の評価を学習するにあたってグループごとに意見を述べ合う雰囲気であるか観察・指導する。 ①グループで協力し、調理実習ができる関係づくり。 | ③制御の実習でグループごとの協力ができているか観察・指導する。 ①グループで協力し、調理実習ができる関係づくり。 | ③制御の実習でグループごとの協力ができているか観察・指導する。 ①グループで協力し、調理実習ができる関係づくり。 | ③制御の実習でグループごとの協力ができているか観察・指導する。 ①グループで協力し、調理実習ができる関係づくり。 | ③制御の実習でグループごとの協力ができているか観察・指導する。 ①グループで協力し、調理実習ができる関係づくり。 | ③制御の実習でグループごとの協力ができているか観察・指導する。 ①グループで協力し、調理実習ができる関係づくり。 |
| 英語 | ②盲導犬に関心をもち、盲導犬を必要とする人々に対し思いやりの心をもつ。 ③手話に関心をもち、手話を用いる人々に対し思いやりの心をもつ。 | ③世界の中の日本人という視野に立ち、他国への文化や習慣について関心をもち。 | ①自己紹介文を発表し合うことで、他者に対して思いやりの心をもつ。 | ②メールを書く活動を通して、他者に対して思いやりの心をもつ。 | ①他者紹介をする英文作りで、それぞれの個性を尊重し、他者への思いやりの心をもつ。 | ②他国へのホームステイの文を読み、いろいろな見方や考え方があることを理解する。 | ①様々な人種が共に生活する学校生活について知り、外見で差別しないことについて考える。 | ②温かい人間愛の精神を深く、他者に対して思いやりの心をもつ。 ③人権問題についての歴史を学び、人権意識を高める。 | ①グリーティングカードを書く活動を通して、他者への思いやりの心をもつ。 | ②自分の好きなこと・ものについて表現し、他者の好きなこと・ものについても関心をもち。 | ①国際的な視野にたち人々の幸福に貢献する心をもつ。 |

(①は1年生、②は2年生、③は3年生、全は全学年)

3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。＜平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より＞

[留意点]

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。そのような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

(2) 「いじめは笑いに隠される」

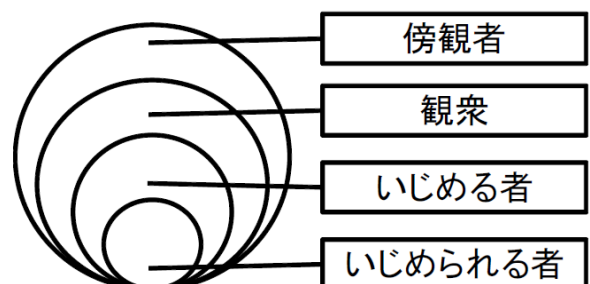
いじめ被害者は、自分がいじめられているという事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」、「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を継続、悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」、「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめの心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する行為の事例】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」(刑法第 208 条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」(刑法第 204 条)
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする → 「暴行罪」(刑法第 208 条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す、脅すメールを送る → 「脅迫罪」(刑法第 222 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」(刑法第 223 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」(刑法第 249 条)
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」(刑法第 235 条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第 236 条)
- ・自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第 261 条)
- ・校内や地域の壁や掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて悪口を書く → 「名誉棄損罪」(刑法第 230 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第 176 条)
- ・生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する → 「児童ポルノ提供等」
(児童買春、児童ポルノ禁止法第 7 条)

4 いじめの未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心、安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

- ・生徒が主体的に学習に参加できるような課題を設定し、まとめや振り返りの時間を確保する。
- ・「学び合い」を取り入れることで、すべての生徒が授業の参加できる場面を設定する。
- ・教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・道徳教育の目標を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的、計画的に実践する。
- ・いじめに関する事例を取り上げ、生徒が自分自身のこととして、多面的、多角的に考え、議論していくような授業を積極的に行う。

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が、安心して学ぶことができる環境を作る。

- ・「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした態度で指導する。
- ・学校、学年として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは、徹底する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

(5) 生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

学級活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

- ・生徒会活動として、「いじめ追放」に関する宣言を採択する。
- ・生徒会、学級、部活動などを単位とし、玄関で挨拶を交わし合う。

(6) 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

(7) 生徒が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

(8) 家庭や地域と連携した取組

生徒だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない、風通しのよい学校づくり」に取り組む。

- ・保護者を対象に非行被害防止教室を開催し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭で果たすべき役割等について考える機会とする。

5 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から、授業や休み時間、部活動の生徒の様子を観察し、信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・生活ノートを活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・定期的に、「学校生活アンケート」を実施する。
- ・学期毎に、七尾市教育委員会による「いじめに関する調査」を実施する。

(3) 教育相談体制の充実

- ・「学校生活アンケート」をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーの効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人が発するサインを見逃さず、早期に対応する。

① いじめられている子どもが学校で出すサイン (※印 無理にやらされている可能性のあるもの)

| 発見の機会 | 観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点) | |
|-----------|---|--|
| 朝礼 | ○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる | ○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい |
| 授業 開始時 | ○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○席を替えられている | ○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○一人だけ遅れて教室に入る |
| 授業中 | ○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ひどいアダ名で呼ばれる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる | ○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる ※不真面目な態度で授業を受ける ※テストを白紙で出す ※ふざけた質問をする |
| 休み時間 | ○一人でいることが多い ○集中してボールを当てられる ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ○プロレスごっこ等で負けることが多い | ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行くことが多い |
| 給食時間 | ○食べ物にいたずらをされる ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○グループで食べる時、席を離している | ○その生徒が配膳すると嫌がられる ※好きな物を級友に譲る |
| 清掃時 | ○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る | ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする |
| 放課後 | ○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○用事がないのに学校に残っている日がある ○顔にすり傷や鼻血の跡がある | ○部活動に参加しなくなる ○急いで一人で帰宅する ※他の生徒の荷物を持って帰る |

② いじめている子どもが学校で出すサイン

| 発見の機会 | 観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点) | |
|-------|--|--|
| 授業中 | ○文具などを本人の許可なく勝手に使っている ○自分の宿題をやらせている ○プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする | ○指名されただけで目配りし、嘲笑する ○授業の後片付けを押しつけている ○後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている |
| 休み時間 | ○嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○けんかするよう仕向けている | ○移動の際など、自分の道具を持たせている ○平気で蹴ったり、殴ったりしている |
| 給食時間 | ○配膳させたり、後片付けさせたりしている ○自分の嫌いな食べ物を押しつける | ○自分の好きな食べものを無理矢理奪う |
| 清掃時 | ○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている | ○机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする |
| 放課後 | ○自分の用事に付き合わせる | ○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る |

③ 注意しなければならない様子

(※印 無理にやらされている可能性のあるもの)

| 様子等 | 観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点) | |
|--------|---|---|
| 動作や表情 | ○活気がなくおどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする | ○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる |
| 持ち物や服装 | ○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される | ○刃物等、危険な物を所持する |
| その他 | ○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる | ○教材費、写真代等の提出が遅れる ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる |

(5) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合があるので、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

① いじめられている子どもが家庭で出すサイン

観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)

- 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ〈刃物〉などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 「自分はだめだ。」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

② 「インターネット上のいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(6) 配慮が必要な生徒

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

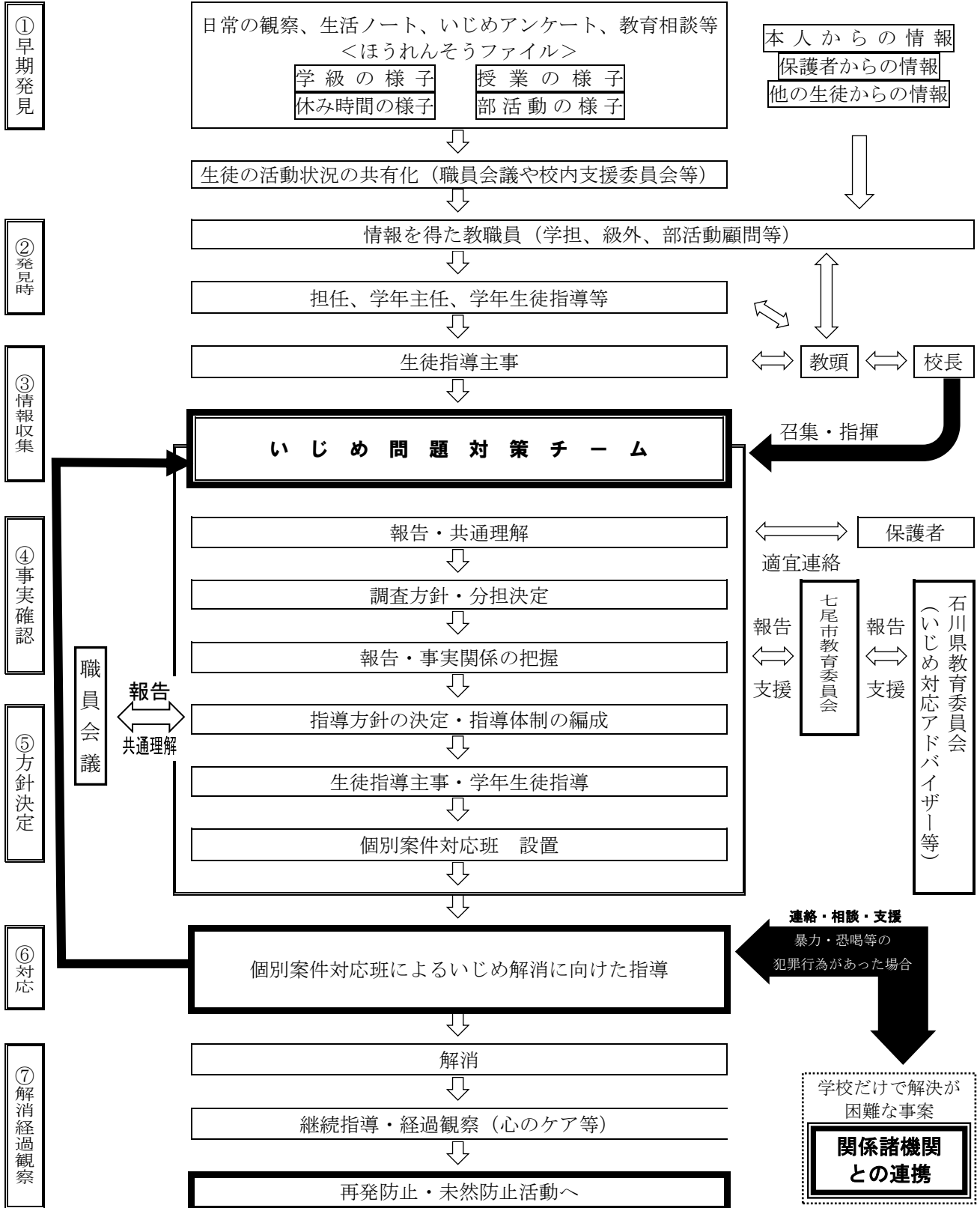
- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災、能登半島地震により被災した生徒、原子力発電所事故により避難している生徒
- ・新型コロナウイルス感染症等で陽性反応が出た生徒及び保護者に陽性反応が出た生徒

6 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・相談を受けたときの対応

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、「法」第23条第1項に違反し得る。

① 初期対応の流れ



② いじめのレベルと対応

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

(2) いじめに対する組織的対応

① いじめ問題対策チームの常設

ア 目的

いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭等とし、必要に応じて、いじめ対応アドバイザーやスクールカウンセラー等の専門的知識を有する者を加え構成する。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

ウ 機能・役割

- i いじめを見逃さない学校づくりの推進
 - ・「学校いじめ防止基本方針」の加筆・修正を行う。
 - ・定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
 - ・生活アンケートや個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析を行う。
- ii 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
 - ・いじめに関する資料の提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
 - ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。
- iii 「学校いじめ防止基本方針」の生徒・保護者、地域に対する周知
 - ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載し、保護者や地域に周知する。
 - ・生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。
 - ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載し、保護者や地域に周知する。
- iv いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
 - ・個別案件対応班の設置、対応策の指示・助言を行う。
 - ・情報の収集と整理を行う。
 - ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請を行う。
 - ・教育委員会、関係機関への協力要請を行う。

② 個別案件対応班の設置

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

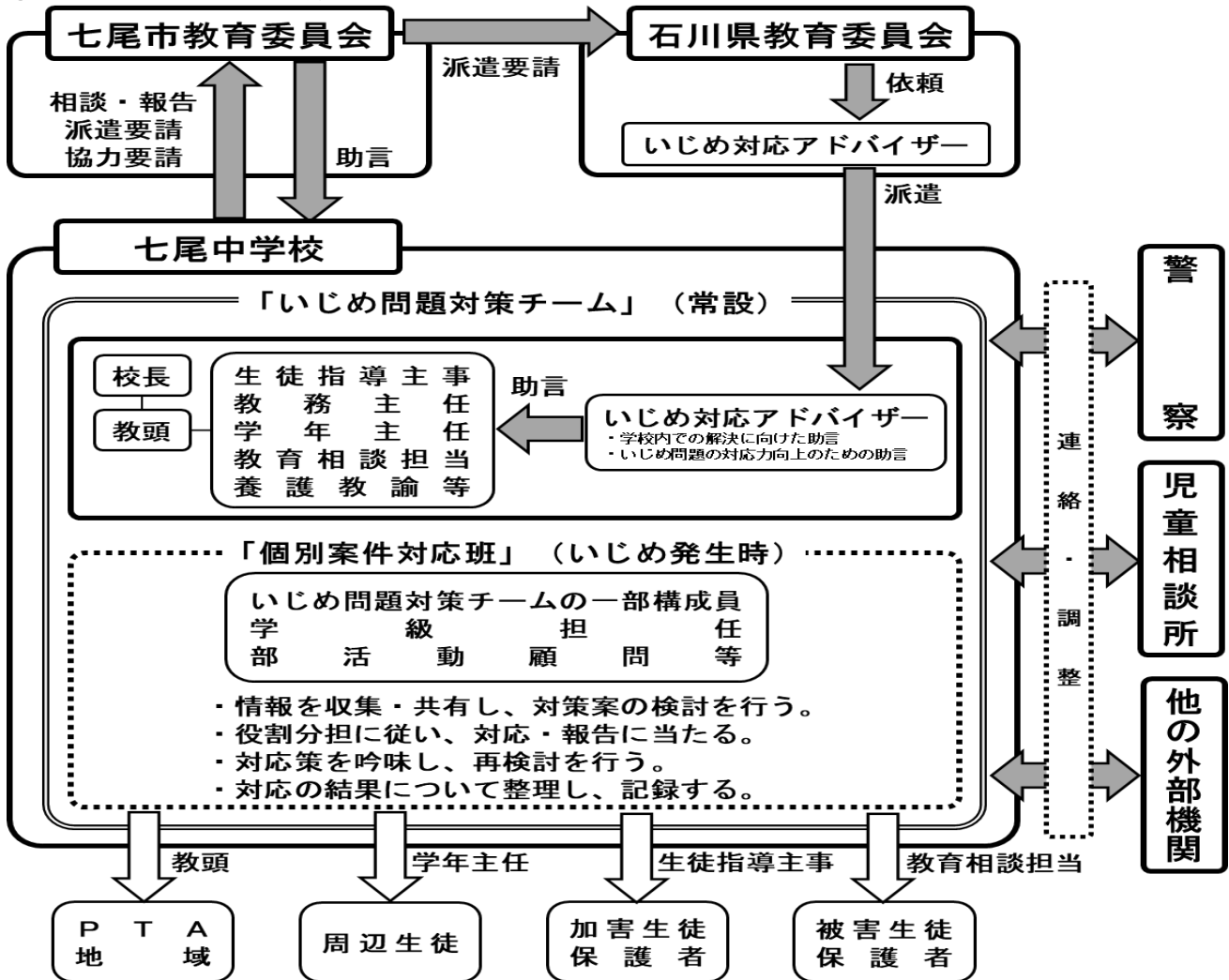
ウ 機能・役割

- ・情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・具体的な対応策を検討し、役割分担を明確し、役割分担に沿った対応を進める。
- ・事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

③ いじめ対応アドバイザーの活用

- ・ 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・ いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言

④ いじめ問題に対する校内体制



(3) 子どもや保護者への対応

① いじめられている生徒への対応

- ・ いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・ 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等の誰かに相談すべきことを十分に指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと生徒の気持ちを許容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめた生徒を謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・ いじめられている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

② いじめている生徒への対応

- ・ いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力

関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。

- ・いじめた生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ・いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師が気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている生徒を守るために、いじめる生徒に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった生徒には、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

④ いじめられている生徒の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心掛ける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして、話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて対応策について協議する。また、学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分に伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者との連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても、生徒の様子に十分に注意してもらい、生徒のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

⑤ いじめている生徒の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられている生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(4) 「いじめの解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断する。

① 解消の要件

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

② 解消後の見守りの重要性

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒については日常的に注意深く継続して観察する。

7 インターネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上のいじめの未然防止に努める。さらに、生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める。

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性がある。刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・生徒の利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ・生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を整備する。
- ・インターネット上のいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関するルール作りを生徒会とタイアップして推進する。

(3) インターネット上のいじめの対応について

- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

① 書き込み内容の確認と保存

- ① 書き込みのあったページをパソコンや携帯電話に保存し、該当のページを印刷する。
- ② 掲示板等のアドレス (URL : http//...) を記録する。
- ③ 内容が悪質で犯罪となる可能性がある場合は、直ちに警察に通報又は相談し、削除等について指示を受ける。
※石川県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室 (Tel 076-225-0110)

② 管理者への削除依頼

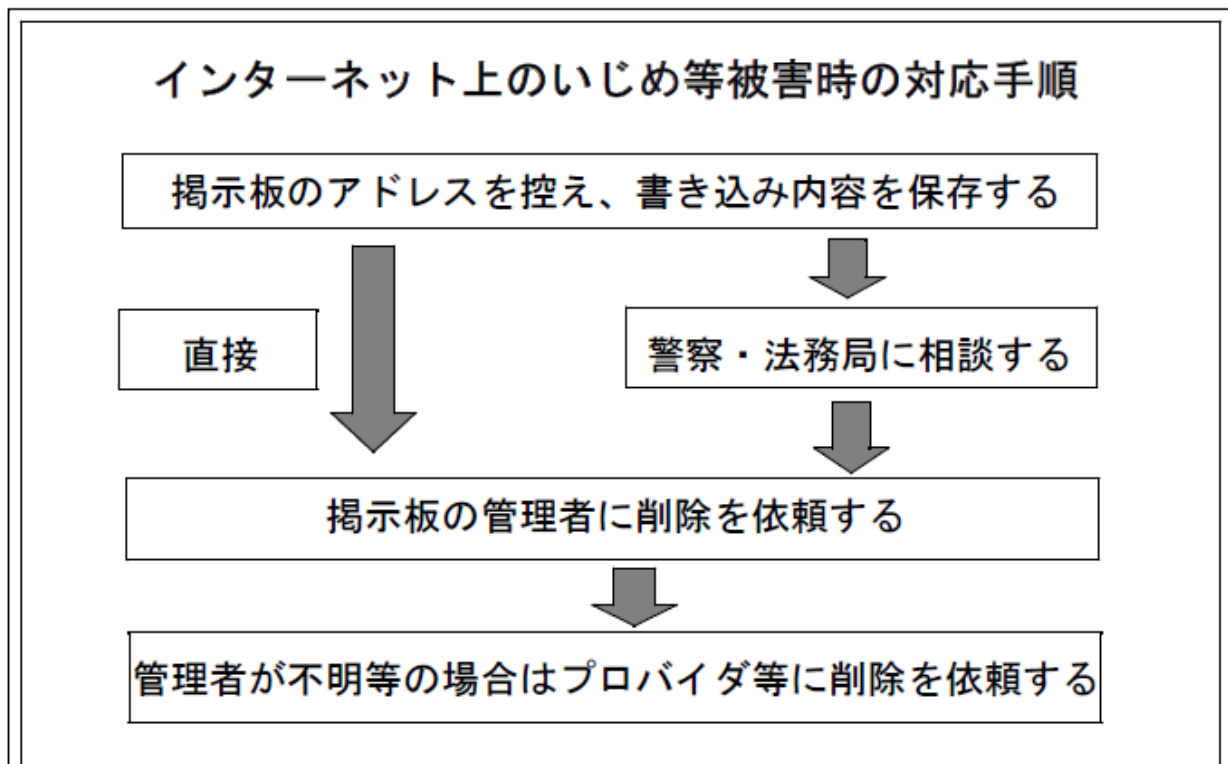
- ① 書き込みのある掲示板等のトップページの「管理者へのメール」、「削除用メールアドレス」などから、管理者へ削除依頼をする。
- ② 管理者への削除依頼を行う際、具体的に書かれている内容とともに、書き込みのあるアドレスを明記する。

③ 削除完了の確認

削除されない場合

- ① 管理者が削除依頼に応じないときや管理者への連絡が取れないときは、掲示板のプロバイダ (提供会社) に削除依頼を行う。依頼方法は管理者と同様に行う。
- ② 警察に相談する。また、プロバイダが応じない場合は、プロバイダ責任制限法に基づいて依頼することも考えられる。

④ 書き込み内容の確認と保存



8 家庭・地域の役割

生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する。また、生徒に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、生徒が安心して安全な生活を送れるように努める。

(1) 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われる。

また、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる。

(2) 保護者の責務等

保護者の責務等については、「6 いじめに対する措置」等において取り上げたように、いじめられている子ども、いじめている子どもそれぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する。

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

9 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、国の「いじめ防止基本方針及び重大事態ガイドライン」により適切な対応を行う。

また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

(1) 重大事態について

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている。(いじめ法第28条第1項)。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

なお、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断するとともに、速やかに市ならびに県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに個別案件対応班を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、中立性を保って調査する。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、できるだけ多くの情報を収集・整理して明確にする。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、結果を重視し再発防止に取り組む。
- ・これまでに先行して調査を実施している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

② 市教育委員会が調査主体の場合

- ・市教育委員会の下に置く附属機関「七尾市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。なお、附属機関の構成員に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場合は、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。また当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

③ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・市教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

10 その他（いじめに関する主な相談機関）

| | 相談機関（所属） | 電話番号 | 受付時間 | ・主な内容 ※コメント |
|----|---|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 24時間子供SOS相談テレホン （文部科学省） （石川県教育委員会学校指導課） | 0120-0-78310 076-298-1699 | 365日 24時間 | ※自分や友だちがいじめられている。こわい目にあっている。いやな思いをしているとき、一人で悩まないで電話してください。 ※たとえ、つながらないことがあってもためらわず、何度でもかけてください。あなたの電話を待っています。 |
| 2 | いじめ相談窓口 （石川県教育委員会学校指導課） | 076-225-1830 | 月～金 9:00～17:00 | ※皆様からの「いじめ」に関する情報を専門の職員がお聞きし、迅速に対応いたします。 |
| 3 | こころの健康に関する相談 （石川県こころの健康センター） | 076-238-5750 | 月～金 8:30～17:15 | ・対人関係や性格についての悩み ・ストレスによる心身の不調 ・学校、職場、家庭内で起こっている心の問題 ・アルコールや薬物に関する問題 ・精神に障害のある方の生活や社会参加などの相談 ・ひきこもりの悩み |
| 4 | 石川県家庭教育電話相談 （石川県教育委員会生涯学習課） | 076-263-1188 | 月～土 9:00～13:00 | ※家庭教育に関する悩み相談にお答えしています。お気軽に、ご利用ください。 |
| 5 | 石川県七尾児童相談所 （厚生労働省） | 0767-53-0811 | 月～金 8:30～17:45 | ・学校や保育園に行きたくない。 ・学校で友だち関係がうまくいかなかったり、授業中落ち着きがなかったりする。 ・友だちや先生に暴力をふるう。 ※相談は、予約されたほうがお待たせすることなく、ゆっくりとお話をうかがうことができます。まずはお電話ください。 ※虐待通告、緊急を要する相談、一般相談の受付は24時間365日対応しています。 |
| 6 | 子どもの人権110番 （法務省） （金沢地方法務局） | 0120-007-110 | 月～金 8:30～17:15 （上記以外は留守番電話対応） | ※「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合があります。「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。 |
| | 子どもの人権SOS-eメール （金沢地方法務局） | https://www.jinkenn.go.jp/kodomo | 365日 24時間 | |
| | 子どもの人権SOSミニレター （金沢地方法務局） | 各学校に設置してある用紙を利用 | | |
| 7 | いじめ110番 （県警少年サポートセンター） | 0120-617-867 | 365日 24時間 | ※いじめ問題で悩む児童生徒、保護者等からの相談等に24時間対応しています。お気軽にお電話ください。 |
| 8 | 七尾市教育研究所 （七尾市教育委員会） | 0767-57-5671 | 月～金 9:00～16:00 | ・いじめ・不登校などに関する相談。 ※来所相談は要予約。 |
| 9 | 児童・ひとり親・女性相談 （七尾市子育て支援課） | 0767-53-8445 | 月～金 8:30～17:15 | ・子育て・育児不安等に関する相談。 |
| 10 | オアシスライン（七尾市・中能登町）〈親と子のなんでも電話相談室〉 | 0767-52-0783 | 月～金 13:00～16:00 | ・悩んでいること、困っていることなどの相談。 |
| 11 | チャイルドラインいしかわ （NPO チャイルドライン支援センター） | 0120-99-7777 | 月～土 16:00～21:00 | ※18歳までの子どものための相談先です。かかえている思いを誰かに話すことで、少しでも楽になるよう、気持ちを受けとめます。あなたの思いを大切にしながら、どうしたらいいかを一緒に考えていきます。お説教や命令、意見の押し付けはしません。 ※話を聴くのは「受け手」と呼ばれるボランティアの大人たちです。たくさん受け手がいるので、次にかけてときに同じ受け手と話が出来るとは限りませんが、真剣な思いはみんな一緒です。誰かと話がしたい、誰かに悩みを聞いてほしい、そんなあなたを待っています。 |
| 12 | いのちの電話 （法人 日本いのちの電話連盟） | 0570-783-556 | 毎日10:00～22:00 | ・相談員に電話やメールで悩みを相談できる窓口 |
| | | 0120-783-556 | 毎日16:00～21:00 | |
| 13 | よりそいホットライン （法人 社会的包摂サポートセンター） | 0120-279-338 | 365日 24時間 | ・相談員に電話やSNS等で悩みを相談できる窓口 |